

議事日程（第3号）

平成29年6月23日（金曜日） 午後2時44分 開議（本会議）

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

- 議第42号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）
- 議第43号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第44号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第45号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第46号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第47号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

※専決処分の審議及び採決

日程第 2 議第31号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

日程第 3 議第32号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

日程第 4 議第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 議第34号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 6 議第35号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 7 議第36号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 8 議第37号 特別会計の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 9 議第38号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 10 議第39号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 11 議第40号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 12 議第41号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

※条例案件の審議及び採決

日程第 13 議第48号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議第49号 遊佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議第50号 遊佐町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 17 議第51号 小型動力ポンプ付積載車の取得について

日程第18 議第52号 平成29年度遊佐町上水道緊急時給水拠点確保等事業平津配水池築造工事請負契約の締結について

※発議案件の審議及び採決

日程第19 発議第2号 議員派遣について

日程第20 発議第3号 臂曲地内における新たな岩石採取計画について遊佐町が決定した行政処分を支持する決議について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

| | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 齋 | 藤 | 武 | 君 | 2番 | 松 | 永 | 裕 | 美 | 君 | |
| 3番 | 菅 | 原 | 和 | 幸 | 君 | 4番 | 筒 | 井 | 義 | 昭 | 君 |
| 5番 | 土 | 門 | 勝 | 子 | 君 | 6番 | 赤 | 塚 | 英 | 一 | 君 |
| 7番 | 阿 | 部 | 満 | 吉 | 君 | 8番 | 佐 | 藤 | 智 | 則 | 君 |
| 9番 | 高 | 橋 | 冠 | 治 | 君 | 10番 | 土 | 門 | 治 | 明 | 君 |
| 11番 | 斎 | 藤 | 弥 | 志 | 夫 | 君 | 12番 | 堀 | 満 | 弥 | 君 |

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

| | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|-----|---|---|--------|---|---|---|---|---|
| 町長 | 時 | 田 | 博 | 機 | 君 | 副町長 | 本 | 宮 | 茂 | 樹 | 君 |
| 総務課長 | 池 | 田 | 与四也 | 君 | | 企画課長 | 堀 | | | 修 | 君 |
| 産業課長 | 佐 | 藤 | 廉 | 造 | 君 | 地域生活課長 | 川 | 俣 | 雄 | 二 | 君 |

| | | | | | |
|---------|---------|---|-----------|---------|---|
| 健康福祉課長 | 高 橋 務 | 君 | 町 民 課 長 | 中 川 三 彦 | 君 |
| 会計管理者 | 高 橋 晃 弘 | 君 | 教 育 委 員 長 | 渡 邊 宗 啓 | 君 |
| 教育長 | 那 須 栄 一 | 君 | 教 育 委 員 長 | 佐 藤 谷 之 | 君 |
| 農業委員会会长 | 佐 藤 充 | 君 | 選 挙 委 員 長 | 佐 藤 正 | 君 |
| 代表監査委員 | 金 野 周 悅 | 君 | 監 理 委 員 長 | | |

☆

出席した事務局職員

| | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 局 長 富 横 博 樹 | 議事係長 鳥 海 広 行 | 書 記 高 橋 和 則 |
| 書 記 瀧 口 めぐみ | | |

☆

本 会 議

議長（堀 満弥君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後2時44分）

議長（堀 満弥君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

上衣は自由にしてください。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、専決処分の審議及び採決を行います。

日程第2、議第31号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） これは、新庁舎の基金積立金ということです。熊本地震起きてから、庁舎の部分の建設に対して国が補助金を出すと。一般質問でも2番議員から質問がありまして、ただ4年の期限つきということでありましたので、4年内に完成まではこだわらないという形で新聞等には載っておりますが、それは確認ですが、それでいいのでしょうか。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

結論的には、私たちも確実、詳細な情報は得ておりませんで、ただ説明会にこれまで出席をし、また恐らく新聞報道、議員と同じものをしておるかと思いますが、そこ、それらで得た情報に基づいてのお話をさせていただきますと、補助金につきましては国交省、林野庁の補助金がございます。今国交省で出されましたサステナブル建築物先進事業というものにつきまして、これにつきましては、4年の期限で区

切っての補助事業と新設されたというふうに理解をしております。

起債、地方債につきましては、この新聞報道によりますと、20年度までに事業完了しなくてもいいが、支援措置は4年間というふうな記載がなされておりまして、推測の域を出ないわけでありますが、20年度の同意債をもって翌年度の活用というようなことも、つまり5年度目の活用も可能なのかなというふうに推測しております。これからの確かな情報を得ていきたいというふうに思っておりました。

以上です。

議長（堀満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） まずは、長くは考えていられないというようなことであります。普通庁舎建設は、いろんな日程をすれば4年ぐらいかかるというような話でありますので、20年度であればもうそんなに時間はないということになります。早速作業に始めていかなければならないような状況にあります。

その国の22.5%の補助金というと、どこまで、全体の全事業費の22.5%なのか、その庁舎だけの22.5%なのか、どういう22.5%なのかお伺いします。

議長（堀満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 若干情報が錯綜しているかなと思いますので、整理したいと思います。

22.5%というのは、起債を充てた場合の地方交付税の措置率になります。事業費に対しまして75%充当まで可能だと。それに対して、その経費に対して元利償還額の30%が措置されるということで、75%掛け30%で22.5%、地方債の話でございます。冒頭にありました国庫事業につきましては、12%の補助率でございます。

以上です。

議長（堀満弥君） 9番、高橋冠治議員。

9番（高橋冠治君） 借金して建てろという話に簡単に言えばなるので、詳細もまだまだはつきりしていないということなので、これから議会としては質問の時間はあろうかと思いますので、まずはわかりましたということで終了します。

議長（堀満弥君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（堀満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（堀満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第31号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（堀満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第3、議第32号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) それでは、1号についてご質問させていただきます。

この1号の専決処分です。これ、今の裁判にかかるこの弁護士等にかかる予算ということありますが、これは最初基本的なことを聞きます。これ単年度ではないと思いますが、費用弁償と分かれておりますが、どこまで単年度というか、この全体が終わるまでなのか、それともどこが毎年なのか、そういう区分はどういうふうになっているのかお伺いします。

議長(堀満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀修君) お答えをいたします。

今回専決でお願いしました報償費1,610万円、訴訟代理人の着手金ということで、弁護士2名分の金額であります。着手金でありますので、今回の裁判に伴う着手金で、裁判が決着した場合には報償費が別にかかるということでございます。

議長(堀満弥君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 費用弁償等はここには入っていないということなのですか。

議長(堀満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀修君) お答えいたします。

費用弁償については、旅費ということで今回90万円を予算措置させていただいております。

議長(堀満弥君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) では、この費用弁償と旅費というのはその都度、その都度これから裁判が始まつていくわけです。これ、いつ結審するか定かでないわけなので、ここの部分はいろいろ変動するというふうに考えていいですか。

議長(堀満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀修君) 今回の弁護士との委託契約書の中で、旅費ということで訴訟の随行、これ打ち合わせの場合も含みますけれども、出張しなければならない場合は旅費として要した実費を支払うということで、裁判の費用の実費負担分ということになります。

議長(堀満弥君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 先ほどの質問も第1問目です。

では最後、要は裁判は長くかかるのだということあります。裁判ですから、いろんな結果があります。勝訴、敗訴、それから和解というふうになるのですが、この裁判費用は一般財源から出ていくわけなので、これここで敗訴したことを聞くのも何なのですが、当然それを予想しながら予算措置をしていかなければいけないということで、まず賠償額が2億円を超していて、それにかかる向こうの経費等もあります。経費等がここに乗っかってくるのか、向こうのその1人当たりの弁護士費用が乗ってくるのか、その辺も非常に心配であります。逆にこちらが勝訴した場合、こちらの裁判費用が向こうに負担させができるのか、それも含めてお聞きします。

そして、これから数年かかるのかなと思いますが、裁判費用としては成功報酬なので、裁判終わるまで

一定という話であります。その間その費用弁償的な今言ったような旅費とかは、その都度これは補正で上がってくるのか。最初から当初予算ではなかなか出せないのかなと思いますが、そんな感じだと思います。ただ、心配しているのは、これから議員発議等もあります。やはりその中で、全てに議会が費用弁償等まで幾らを使ってもいいのだというようなものではない。そのチェック機能というのは、議会のほうはしっかりしていかなければいけないと私思っております。それでは、今心配されるこの費用負担というか、勝訴の場合、敗訴の場合の費用負担というはどういうふうになっているのかをお聞きして終わります。

議長（堀満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀修君） お答えをいたします。

まず、旅費の実費負担分につきましては、年度分については年度内に精算をするということでありますので、仮に裁判が平成30年度の途中とか、さらにはもっとというお話であれば、そこはその状況を見まして、ひょっとしたら当初予算で旅費についてはお願いをするという形になるかもしれません。

あと、裁判の結果に伴うその報償金については、当然臨時の補正でお願いをするということになるかと思います。

あと、その支払う金額については、要するに成功報酬の部分については、これは裁判の結果を見ないと何とも言えないところもございますので、そこは今金額は申し上げられないということでございます。

議長（堀満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀修君） それでは、追加で答弁をしたいと思います。

弁護士の要するにお互いの費用という部分の質問だと思いますけれども、弁護士の費用につきましては、あくまでもそれぞれの支払いになると。そこは、勝っても負けても、たとえ本町が勝つ、負けるにしても、弁護士は遊佐町のお願いした2人の弁護士については、遊佐町が負担をするということでございます。

訴状の中に、裁判費用という部分がありますけれども、こういったその旅費とか実費にかかった部分の費用を負担しなさいという内容でございます。

議長（堀満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） この訴訟の着手金なり費用弁償に関しまして、この訴訟の一つの問題となっているいわゆる条例の制定から、それから今回の訴訟のリスクまでいろいろ決議にかかわってきているので、そしてこの着手金なり費用弁償については、専決というふうな説明を受けた中ですので、それに関しましては反対を唱えるものではございません。

ただ、どうも訴訟に関して、一緒に闘っていこうという気持ちが議会のほうに伝わってきておりません。いろんな情報をぜひ公開願いたいと思います。農業生産の場でも、同じようなではないですけれども、訴訟を展開しているところで、いわゆるテレビで見るような裁判の場でいろいろやりとりするようなものではなくて、やはり事前にいろんな書類のやりとりがあるようです。その辺の情報をやはり私たちも見ていくないと、いろんなこれからかかる予算に関する判断はできないですし、またいろんな専門知識がないとこの裁判は闘っていけないというふうなことが町民の方々からも危惧されておりますので、ぜひできる範囲のというよりも、一緒に闘うための情報公開をお願いして私の質問を終わりたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（堀満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

裁判の口頭弁論の内容につきましては、その回の弁論が終わりましたら、直ちに閲覧できるような体制をとっておりますので、そこは公開をしていくと。

あと、裁判の状況、詳しい中身まで話せるかどうかはあれですけれども、状況については来月に、多分来月7月末ころになるかと思われますけれども、審議会の委員、それから議会の皆様にも、弁護士を呼びまして説明会を開きたいということで今準備を進めているところであります。

議 長（堀 満弥君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第32号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、議第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議第34号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第34号 遊佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議第35号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第35号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議第36号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第36号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議第37号 特別会計の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第37号 特別会計の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議第38号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第38号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第10、議第39号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第39号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第11、議第40号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第40号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第12、議第41号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第41号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり承認することに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第13、議第48号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(堀 満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第48号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、日程第14、議第49号 遊佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(堀 満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第49号 遊佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、日程第15、議第50号 遊佐町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長（堀満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第50号 遊佐町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（堀満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、日程第16、補正予算審査結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第42号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）ほか、特別会計等補正予算5件について、補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長より審査の結果についての報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、菅原和幸委員長、登壇願います。

菅原和幸委員長。

補正予算審査特別委員会委員長（菅原和幸君）

平成29年6月23日

遊佐町議会

議長 堀 満 弥 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 菅原和幸

審査結果報告書

平成29年6月21日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第42号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）

議第43号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第44号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第45号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第46号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第47号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

2. 審査の結果及び意見

平成29年度遊佐町一般会計補正予算ほか、5件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議 長（堀 満弥君） お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、議第42号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）、ほか特別会計等補正予算5件については原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第17、議第51号 小型動力ポンプ付積載車の取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第51号 小型動力ポンプ付積載車の取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、日程第18、議第52号 平成29年度遊佐町上水道緊急時給水拠点確保等事業平津配水池築造工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（堀 満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第52号 平成29年度遊佐町上水道緊急時給水拠点確保等事業平津配水池築造工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第19、発議第2号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局 長（富樫博樹君） 上程議案を朗読。

議 長（堀 満弥君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に一任することと決定いたしました。

次に、日程第20、発議第3号 脊曲地内における新たな岩石採取計画について遊佐町が決定した行政処分を支持する決議についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局 長（富樫博樹君） 上程議案を朗読。

議 長（堀 満弥君） 本件につきましては、6月21日の全員協議会を踏まえて、改めて議会運営委員会で協議することとなりました。その協議の結果について、議会運営委員会、斎藤弥志夫委員長より報告を求めます。

議会運営委員会、斎藤弥志夫委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（斎藤弥志夫君） 6月21日の全員協議会終了後、すぐに議会運営委員会を開催しましたが、その協議した結果について報告します。

まず、発議第3号の決議の文面については、「全面的に支持し」という文言が問題となりましたが、これは「遊佐町の健全な水環境を保全するための条例」の規制対象事業に該当するという町の行政処分を全面的に支持するということであり、これまでの、そしてこれから町のやり方の全てを全面的に支持するものではないと解釈しましたので、文面は原案のままとすることにしました。

次に、表決については、今回は本決議に対する議員それぞれの意思を明確にするために、会議規則第82条の規則に基づき、記名による投票で行うこととしました。

以上、報告いたします。

議 長（堀 満弥君） ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、決議の文面は原案のままとし、表決については会議規則第82条の規定に基づき、記名による投票で行いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀満弥君）ご異議なしと認めます。

よって、本件については、決議の文面は原案のままとし、表決については会議規則第82条の規定に基づき、記名による投票で行うことに決しました。

それでは、発議第3号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（堀満弥君）ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

1番、齋藤武議員、発議第3号に反対の討論ですか、賛成の討論ですか。

1番（齋藤武君）反対討論をします。

議長（堀満弥君）3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君）賛成討論します。

議長（堀満弥君）5番、土門勝子議員。

5番（土門勝子君）趣旨と賛成の討論です。

議長（堀満弥君）6番、赤塚英一議員。

6番（赤塚英一君）賛成の討論です。

議長（堀満弥君）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（堀満弥君）ほかにないようですので、ただいま申し出のあった4名で行います。

それでは、発議第3号に反対の討論を許可いたします。

1番、齋藤武議員。

1番（齋藤武君）ただいまの発議第3号の決議案につきまして、反対の立場から討論を行います。

今回の件は実はそうそう単純ではなく、ある程度入り組んだ内容であり、必要な範囲で周辺の事柄を含め述べるために少々長い討論となります。最後までよろしくお聞き願います。

さて、この決議案について私が反対する最大の理由は、議会としては絶対に持たなければならない、執行部に対する健全なチェック機能を議会みずからが放棄するおそれがあるということにあります。決議案本文の下から2行目から3行目にかけて、「規制対象事業に該当するとした遊佐町の行政処分について、全面的に支持し」とありますが、今の段階から「全面的に支持する」ことは、健全なチェック機能の面から考えれば考えがたいことあります。しかし、決議案は、ちらっと見るだけであれば何も問題がないように見えてしまいます。議会と執行部が協力し合って何がいけないのかとのご指摘もあるうかと思います。もしこれが数年前の議論であれば、私も賛成したかもしれません。なぜなら、この決議案は数年前、具体的には平成22年ごろの認識では、許容できるものだったからであります。しかし、その後採石問題を取り巻く状況は大きく変化いたしました。議会は、最新の知見を取り入れた対応をすべきであり、その観点からもこの決議案には瑕疵があると考えます。

そこで、これまでの経緯等も振り返りつつ、問題点を少し細かく見ていきます。

まず、最も外の大枠として、臂曲地区の採石はもう終わってほしいということについては、この議場の皆様を初め町民の方のほとんどは異論がなく、したがってその部分ではまず合意が形成されていると考え

ます。この大枠については、私も申すまでもなく異議はなく、決議案の文章の前段から中段までは、それを踏まえた記述だと考えます。

ところが、問題はその先です。

臂曲地区での採石は、昭和60年代から行われてきたとされていますが、採石規模がいよいよ大きくなり、今に直接つながる問題として、東部地区のみならず町内外の多くの人にとって許容限度を上回ってきたのは、平成21年ごろからだと考えます。翌平成22年春には、遊佐町共同開発米部会を初め、数多くの団体が山形県知事や遊佐町長、あるいは遊佐町議会に対し、採石反対の立場を表明した上で、採石計画を認可しないよう働きかける文書を出しています。

しかし、この当時の反対の取り組みの限界として、各団体や当時の町議会議員の多くは、「反対」の意思是鮮明ではあるものの、自然科学や法律的な知識、あるいはほかに同様な問題を抱える自治体の取り組み事例の情報など、武器となり得る知見の蓄積が少なく、成果を上げ切れなかつたと考えます。私自身も、議員になる前でしたが、「反対」さえしていれば何とかなるのではという甘い期待を持っていましたことを思い出します。

ところが、平成24年12月24日に遊楽里で開催された「鳥海山フォーラム～地下水脈調査でわかった多くのこと～」が転機となりました。京都にある総合地球環境学研究所の中野教授が物質の陰陽イオンや元素の濃度、同位体の分布を組み合わせた解析で、当時は主に吉出山と呼ばれていた臂曲地区採石場付近を中心とする地下水の動態をかなり明らかにしたのです。また、大同大学の鷲見准教授も、水文学の見地からこれに整合する所見を明らかにしています。

一方、当時東北公益文科大学で教鞭をとっていた環境法を専門分野とする研究者の力をかり、採石問題を抱える他自治体での事例や判例の集積が進みました。

これらの結果、平成21年や22年当時のやや抽象的な「反対」から、今では具体的な方法を備えた「反対」に進化・発展してきています。ただ、この知見の集積は、現時点でも残念ながら漠然としたものであり、町民の間で十分に共有はされていないのは事実であります。

他方、判例の集積によって、裁判の面での厳しさも明らかになりました。しかしそれと同時に、判例を読み込めば、裁判における「傾向と対策」というようなものも見えてきます。その具体例が最高裁判所の水道水源保護条例事件で、平成16年12月24日出された「指導配慮義務」という考え方です。これは「事業者から何らかの申請が出された場合、許認可権を持つ者はこの申請を規制する条例等の目的に沿うように事業者に適切な指導をし、事業者の地位を不当に害することのないように配慮する義務がある」という考え方です。この理屈により、その裁判での被告であった三重県旧紀伊長島町は敗訴しています。この考え方方が適当かどうかはここでは触れませんが、少なくとも最高裁でこの考え方が出された以上、関係者はいわゆる「試験対策」として、必要な対応はとるべきです。

そこで、このたび遊佐町が被告となつた行政処分取り消し等請求訴訟における訴状を検討してみます。すると、原告の採石業者は「請求の原因」で2つの事柄を挙げています。1つは「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」は、採石法や憲法などに反するので、違法無効であり、違法無効な条例に基づく規制対象事業とする行政処分は違法で、取り消されるべきものであるというものです。

もう一つは、先ほど述べた指導配慮義務が尽くされていないにもかかわらず、規制対象事業とする行政

処分は違法であり、取り消されるべきものであるというものです。

どうも町の条例は、上位法や憲法に違反しているから無効であり、よってそれに基づく行政処分は違法であると原告が主張している、このようにその部分だけがしきりに語られますが、訴状を順番どおり素直に読めば、法や憲法に反するとの指摘と指導配慮義務に違反しているとの原告の指摘は全く同じレベルで記載されており、指導配慮義務に関する論点は極めて重要です。しかし、先ほど述べたように、平成16年の時点で既に最高裁で示されている論点であり、役場は事前に絶対に把握しておかなければならなかつた論点です。

そこで、私は昨年12月議会の一般質問で企画課長に「指導配慮義務」についてどのように情報をつかんでいるかをお聞きしました。すると「今詳しい資料等ございませんので、それは後ほど調べさせていただきたいと思います」と極めてあっさりとした回答でした。ここから推測するに、その時点で課長は「指導配慮義務」についてほとんど眼中になかったのではないかと思います。しかも、そのタイミングは、昨年11月8日付で先方に「規制対象事業にする」旨の通知をした後のことです。ということは、役場執行部は「指導配慮義務」という論点をほとんど考慮することなく、規制対象事業にするという重大な判断をしたことが推測できます。そして、現実問題として、訴状ではそれが大きな論点として相手方から示されました。

別の観点からも検討します。

私は、昨年9月9日に事業者から事前協議書が町に提出されてから、さきに述べた11月8日に至る間に開催された水循環保全審議会の様子を、全てではありませんが、できる限り傍聴しました。

傍聴した素直な感想は、委員の方々は町の持つ数少ない科学的知見をもとに判断を出さなければならず、大変な苦労を強いられているというものでした。さきに触れた平成24年12月の鳥海山フォーラム以降、なぜだか不明ですが、町は調査するとは言いながらも、科学的知見をほとんど積み重ねていません。しかし、委員の方々は、結論を出さなければならない。その苦悩は、傍聴人にも嫌というほど伝わりました。

そのような状況なので、水循環保全審議会の出した町長宛ての「意見書」は、苦しいものになりました。規制対象事業にするべきというのが結論ではありますが、「追加意見」という欄では「判断に参考とすべき用意された調査資料が十分ではなかった」とも記されています。

このような状況をもろもろ踏まえて出された「規制対象事業にする」という行政処分です。何も知らない状況であれば別として、また平成22年ごろであればまだしも、諸事情を知り得る、また知らなければならない役目柄の議員として、この行政処分は余りにももろく、脆弱なものであるという認識を持たなければなりません。

なお、念のためにここで申し上げますが、私はこの行政処分の「規制対象事業にする」という文言そのものに異論があるわけではありません。注意深く読み取っていただきたいのですが、大いに異論があるのは、その根拠がぐらぐらな状況で行政処分がされてしまったということについてです。裁判を起こされることは条例制定時から予見されていたのに、しかも判例から注意すべき事柄はある程度想定できるのに、なぜきちんと準備をしてこなかつたのか、この点に私は強い憤りを覚えます。

また、もう一つ強く申し上げたいのは、先ほど議会運営委員会委員長から報告された、「『全面的に支持する』との文言は当該行政処分に限る」との解釈は、たとえそのとおりの解釈だとしても、果たしてそ

の行政処分をこのような脆弱な理由づけのまま全面的に支持してよいのですかということです。現在争われている裁判における行政処分とは、ただこれこれこういう行政処分ですよという通知文書の文言だけを指すのではなく、原告が訴状で指摘しているとおり、行政処分の理由づけを初めとする町側の原告に対するこれまでの対応のほぼ全てが対象になっていると言えます。この点は、議員一人一人がよくよく考えていただきたいことです。

長くなりましたが、まとめに入ります。

私たち議員は、極力新しい知見と、極力客観的な視点を持ち、目先のことだけではなく先を見通し、町民の負託に応え、日本の中の、あるいは世界中の遊佐町にふさわしい価値判断をしなければならないはずです。繰り返しますが、臂曲地区採石に関する知見は進化しています。漫然と、あるいはただ情緒的に、一般論として「採石反対」と唱えていればよい時代は、少なくとも私たち議員であれば過去のものになりました。新たな知見を反映していない行政処分は、例えるならばウイルス対策が不十分な旧式なパソコンをいきなりインターネットにつなぐように大変危なっかしいものです。

しかし、現実にはインターネットにつながれてしまいました。そこで、せめて議員は健全なチェック機能を発揮し、ウイルスを検出し、被害を最小限に食いとめねばなりません。そのチェック機能を今ここでみずから放棄することはあり得ますか。

また、今後裁判の進展に伴い、新たな事実が判明し、あるいは損失補償等、金銭的な問題が具体化する可能性があります。それでも、今から事実上の白紙委任をするのですか。

そう考えた際、この決議案についてどのような投票行動をとるべきか、おのずと明らかなはずです。議員各位の賢明な判断を心から期待しまして、私の反対討論を終わります。

議 長（堀 満弥君） 続いて、発議第3号に賛成の討論を許可します。

3番、菅原和幸議員、登壇願います。

3 番（菅原和幸君） 発議第3号 臂曲地内における新たな岩石採取計画について遊佐町が決定した行政処分を支持する決議について、賛成の立場で討論をいたします。

提案の発議第3号案件については、6月21日開催された議員全員協議会において示されました。経過を確認しますと、本年6月6日に10番議員を賛成者として、5番議員から臂曲地内における新たな岩石採取計画について遊佐町が決定した行政処分を支持する決議が議長に提出されました。

前記の議員全員協議会には、本年6月9日開催されました議会運営委員会において審議され、5番議員を提出者として、本日内容の差しかえが一部あったようですが、議会運営委員が賛成者とする書面が示され、その協議により本日の審議に至っていると理解します。

本案件につきましては、関連する事項として平成28年8月22日付、6番議員より「岩石採取に関する意見書」が議長に提出され、9月12日開催の議員全員協議会で協議、全議員が異論なかつたことから、提案者である6番議員のほか、所管する総務厚生常任委員全員が賛成者となることとし、9月16日開催の第514回議会で山形県知事ほか3名へ意見書を提出する決議がありました。後段に引用しますので、このことを「その1」とさせていただきます。

一方で、同じく8月22日付に「吉出山採石事業に関する決議案」が1番議員から議長に提出されました。内容は、1つ、町民と議会に対し、十分な情報開示をしていただくこと。2つ、「遊佐町の健全な水循

環を保全するための条例」の本旨に合致した同条例の運用を行っていただくこと。3つ目、町民のみならず、鳥海山を愛する人々の期待に沿う意見を県に上申することの内容でありました。前のその1と同じく、9月12日開催の議員全員協議会で協議、文章表現を提案者から再検討してもらうこととし、要望書として町長に提出することを確認しました。このことについては、「その2」とさせていただきます。

先ほどの「その1」については、山形県知事ほか3名へ議長名で意見書を提出。「その2」にあっては、議員全員協議会、翌日に開催されました、私が委員でもあります総務厚生常任委員会において、企画課長から事前協議の提出があった旨の報告がありました。ほかに同年10月14日並びに25日には、町民との意見交換会をこの会場で開催しております。

事前協議については、町は「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」の定めにより判断し、行政処分を行ったと、そのように理解をします。

以上、さきに述べましたとおりのことも含めまして、そういう議会としての経過がありました。本件はそれを確認し、補完する提案であるものと理解し、賛成とする意見を述べさせていただきます。

最後に、上程された案には、係争事件に関する事項の記載はないと理解します。提訴されたのは、あくまでも遊佐町という地方公共団体であり、その長たる町長であります。議会は、地方公共団体である遊佐町の議決機関であると理解しますし、今後いろいろな事業、展開があった場合でも十分チェック機能は果たせるのではないか、そのように最後に述べまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（堀満弥君） 続いて、発議第3号に賛成の討論を許可します。

5番、土門勝子議員、登壇願います。

5番（土門勝子君） ただいま2名の議員より事細かな討論をしていただきました。私からも、賛成と支持ということで賛成討論をいたします。

昨年9月9日に、川越工業株式会社から、臂曲町内における新たな岩石採取計画にかかる協議書が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」に基づいて提出されました。今回の申請は、私たちの想像を超えてエリアの拡大、2メートルを超えた深掘りといった計画でした。町は、この申請を条例に基づいて検討し、規制対象事業に認定し、事業を許可しませんでした。

鳥海山では、過去何年間にわたって岩石の採取が続けられています。とりわけ今回の場所は、麓からも山肌にむき出しにされた茶色の大地をさらしています。この傷跡には、大変心を痛めている町民も多いと聞いています。鳥海山は私たちの宝です。私たちの議会は、採石事業に許認可権を持つ山形県に水資源を保全するよう意見を提出してきました。昨年9月にも、自然環境の保護と水源涵養のため、町の条例を適切に運用するように町にも要望しました。

今回の町が決定した行政処分は、多くの町民が期待するもので、遊佐町の健全な水環境を保全するための条例に基づいたものです。私たちの議会は、今まで採石中止の立場で行動してきました。結果として、川越工業株式会社さんから提訴されました。長い裁判になるかと思います。議会は、このたびの訴訟に当たり、議会は議会の立場で執行部のチェック機関として行動しなければならないことを私たち議員は十分に理解しております。しかし、今回の町が決定した行政処分は、議会の望む方向と一致しています。議会は、行政処分を決定した町を支持することを明確にしていくことを多くの町民が望み、待っていると思います。今こそ議会の総意として、このたびの規制対象事業に該当するとした町の行政処分を全面的に支持

することを決議するべきだと思い、発議させていただきました。

議員の皆さん、よろしくお願ひいたします。

議長（堀 満弥君） 続いて、発議第3号に賛成の討論を許可します。

6番、赤塚英一議員、登壇願います。

6番（赤塚英一君） それでは、臂曲地内における新たな岩石採取計画について遊佐町が決定した行政処分を支持する決議に賛成の討論を行います。

この発議は、遊佐町に対して起こされた「行政処分取り消し等請求事件」に対し、議会も同じ方向を向き、一丸となるべきではないかとの町民の期待に応えるものであります。

町は、大切な水源を守るために、平成25年6月に「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」を議会に提案、全会一致で可決・成立し、その後議会として許認可権を持つ山形県に対して意見書を出すなどして、大切な水資源を守るために行動してきました。

臂曲地内における採石事業には、長年にわたり多くの町民がその影響を心配してきました。そこで、平成15年には「遊佐町環境基本条例」を施行し、遊佐町の自然を守るために必要な条例を整備しました。しかしながら、この地区は国定公園のエリアから外れ、採石業者が所有する民有地ということもあり、規制の外のため行政としても採石法にのっとり対応せざるを得ない状況にありました。また、当時はそれまでの計画から大きく「15メートル」まで掘削する申請がされ、当議会に提示されることなく同意されたことから、後に町にとって大きなおもしになりました。平成25年、採石業者より更新の申請手続が提出された際、町内では大きな問題として住民による反対運動も起こり、議会では県に対し意見書を出し、事業申請に対する議会の考え方を示しました。県は、更新申請を受理し、認可したものの、県もその中に入り業者、地元住民代表、町との4者で協定書を交わし、監理委員会を設け、過度な開発にならぬようにしてきました。こういった中、昨年に期限切れとなる企業の認可期間満了に合わせ、業者からは現在の計画を大きく超える申請がなされました。町は、この計画を受け、条例に基づき審議会を開催、新たな採石計画と判断し、「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」の規制対象事業に該当すると判断しました。この判断により県は認可しなかったため、現在はその事業がストップした状態にあります。業者は、この町の判断を不服とし、ことし2月20日付で山形地方裁判所に行政処分の取り消しの行政訴訟を起こしたものであります。

この決議書は、行政処分である「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」の規制対象事業に該当するものとした町の判断は正しかったことを支持するものであります。万が一この裁判が「敗訴」もしくは著しく認可を容認するような判断がされた場合、水源への影響は免れないでしょうし、今以上の開発が進むことが懸念されます。このようなことがないように、町民の代表である我々議会が行政のこの判断が適切に行われたことを支持するとする決議書を採択するということは、遊佐町の自然を大切にし、豊かな水源を守り、後世に引き継ぐ大切さを世間に知らしめるとともに、裁判において行政も議会も一丸となり、遊佐町の、遊佐町民の、この地を愛する者の思いと自然を守る大切さ、判断の正しさ、適法性を強く訴えるものと信じております。議員各位には、この決議書の思いを酌み取り、適切なご判断をいただけることを願い、私の賛成討論とします。

議長（堀 满弥君） 以上で討論を終了します。

それでは、記名による投票により採決いたします。

なお、会議規則第83条の規定により、発議第3号について可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、自己の氏名を併記の上、投票をお願いします。

なお、皆さんに申し上げます。白票の取り扱いには、会議規則第84条の規定により、白票及び賛否の明らかない投票は否とみなし、反対といたしますので、間違いないように記載してください。

また、自己の氏名を併記しない場合は、無効といたします。

それでは、投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(堀満弥君) ただいまの出席議員は、本職を除き11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に10番、土門治明議員と11番、斎藤弥志夫議員の両名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(堀満弥君) ご異議なしと認め、両名を開票立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議長(堀満弥君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(堀満弥君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(堀満弥君) 投票箱に異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。本案を可とする場合は賛成と、否する場合は反対と投票用紙に記載し、自己の氏名を併記の上、議会事務局長の点呼に応じて順次投票願います。また、投票される場合は議長席に向かって右から入り、投函された後は左へ抜けて自席に戻っていただきます。

それでは、議会事務局長をして点呼を命じます。

富樫議会事務局長。

局長(富樫博樹君) (点呼)

(投票)

議長(堀満弥君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(堀満弥君) 開票を行います。開票立会人の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(堀満弥君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数は11票であります。これは出席議員数に符合いたしております。

有効投票のうち、

賛成が 7 票

反対が 4 票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

有効投票の内訳

賛成・・・ 2 番 松永裕美議員、 3 番 菅原和幸議員、 5 番 土門勝子議員、

6 番 赤塚英一議員、 9 番 高橋冠治議員、 10 番 土門治明議員、

11 番 斎藤弥志夫議員

反対・・・ 1 番 斎藤 武議員、 4 番 筒井義昭議員、 7 番 阿部満吉議員、

8 番 佐藤智則議員

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長 (堀 満弥君) 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第519回遊佐町議会 6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 4 時 16 分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

平成 29 年 6 月 23 日

遊佐町議会議長 堀 満 弥

遊佐町議会議員 土 門 勝 子

遊佐町議会議員 赤 塚 英 一